

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 延納の担保価額の目安

Q: 私は、相続税の延納制度を利用しようと考えています。延納の担保は、どの程度の価額のものをご提供すればよいのでしょうか。

A: 必要最低限の担保に押さえるという趣旨から、延納税額と第1回目の利子税の額に3を乗じた額との合計額が必要担保額の目安とされています。

### 【解説】

担保として提供されたものは、延納税額を完納しなかった場合には、公売されてその代金が延納税額や利子税額等に充てられることになっています。

そのため担保は延納税額のほか、加算税、利子税、延滞税及び担保の処分にかかる費用を十分に担保できる価額のものでなければならないこととされています。

この場合、延納税額を含め全期間を通じた利子税の合計額に相当する担保を徴することとすると、かなりの額の担保が必要となります。

しかし、延納を取り消して担保物を処分するまでにはおおむね1年程度の期間が見込まれ、仮に初回の分納税額から全て滞納となったとしても、上記程度の担保があれば、延納税額のほか、利子税及び延滞税の額等を確保できると考えられるため、実務上は、次の算式により計算した額を目安として、必要担保額を計算して差し支えないこととされています。

延納税額 + 第1回目の利子税額 × 3

(注) 第1回目の延納期間が1年に満たない場合には、1年として計算します。

